

福岡県公報

平成27年6月9日
第3700号

目次

告示 (第556号 - 第559号)

○漁業共済の加入区の設定の一部変更	(水産振興課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出	(中小企業振興課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
○平成27年度福岡県製菓衛生師試験の実施	(保健衛生課)	4
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	6
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	6
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	7
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(建築指導課)	8

○県営土地改良事業の換地処分	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の換地計画の適否決定	(農村森林整備課)	8
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	9
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	10
○落札者等の公示	(福岡県小倉北警察署会計課)	10
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10

選挙管理委員会

○政治団体の設立届	(市町村支援課)	11
○政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	12
○政治団体の解散届	(市町村支援課)	14
○資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	15
○資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	15
○資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課)	16

公安委員会

○交番等の設置に関する規則の一部改正	(警察本部警務課)	17
--------------------	-----------	----

告 示

福岡県告示第556号

漁業共済の加入区の設定(平成27年3月福岡県告示第191号)の一部を次のように変更したので、漁業災害補償法施行令(昭和39年政令第293号)第9条第7項において準用する同令第7条第3項の規定により公示する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小川 洋

表中

深江加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧深江漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業及び小型一般漁業
-------	--------------------------------	------------------

を

深江加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧深江漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業、小型特定漁業 及び小型一般漁業
-------	--------------------------------	-----------------------------

に

改める。

福岡県告示第557号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年6月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	板付牛頸線 筑紫野	春日市須玖南二丁目172番先から 春日市昇町一丁目1番1先まで

福岡県告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

飯塚	一般道	211号	前	飯塚市吉原町514番1先から 飯塚市吉原町519番1先まで	12.7 ～ 12.7	53.4
			後	飯塚市吉原町514番1先から 飯塚市吉原町519番1先まで	14.0 ～ 21.0	

福岡県告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	上横山星野線	前	八女市上陽町上横山4423番先から 八女市上陽町上横山4429番1先まで	4.8 ～ 6.5	125.0
			後	八女市上陽町上横山4423番先から 八女市上陽町上横山4429番1先まで	5.6 ～ 30.8	

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
 (公共施設道路) 糸島市波多江字スボリ571-3、571-4、573-3、586-1の一部、586-2、593-3の一部、1342-3の一部及び1585-4の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
 糸島市前原東二丁目7番1号
 糸島農業協同組合
 代表理事組合長 中村 俊介

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 届出年月日
 平成27年5月22日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (1) 名 称 ホームプラザナフコ 宗像店
 (2) 所在地 宗像市赤間駅前二丁目472番5 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者

名称又は氏名	住 所
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

名称又は氏名	住 所

株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
---------	--------------------

- 4 大規模小売店舗を新設する日
 平成28年1月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 4,212平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
駐車場 建物北側	76
合 計	76

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
駐輪場 建物北側	10
合 計	10

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
荷捌き施設 建物東側	48.7
合 計	48.7

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
廃棄物保管施設 建物南東側	24.02
合 計	24.02

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ナフコ	午前7時00分	午後9時00分

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前6時30分～午後9時30分

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物北側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時00分～午後8時00分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小川 洋

届出者の氏名又は名称	大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社イトーキ	ホームプラザナフコ 宗像店 宗像市赤間駅前二丁目472番5

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 サンリーショッピングタウン
 - 所在地 遠賀郡岡垣町大字野間字岩ヶ谷687-1
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

平成27年度福岡県製菓衛生師試験を次のように実施する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- 昭和41年12月26日において、菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの
- 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの又は2年以上菓子製造業に従事したもの

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

- 衛生法規
- 公衆衛生学
- 食品学
- 食品衛生学
- 栄養学
- 製菓理論
- 製菓実技（和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか一科目を選択）

ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造に係

る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出るものについては、カ 製菓理論及びキ 製菓実技の試験を免除する。

(2) 日時及び場所

日	時	科目	場所
平成27年9月4日 (金曜日)	午後1時00分から午後3時00分まで(ただし、試験科目の免除を受ける者の試験時間は午後1時00分から午後2時30分までとする。)	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論 製菓実技	福岡市博多区 吉塚本町13番 50号 福岡県吉塚合 同庁舎8階803 号会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に、次に掲げる書類((オ)の書類の提出については、試験科目の一部免除を願い出る場合に限る。)、写真(出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦7センチメートル、横5センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの)1枚、受験票1枚及び受験申込手数料9,400円を添えて、県内に住所地、就業地又は就学地を有する者は、当該住所地、就業地又は就学地を管轄する保健福祉(環境)事務所(ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については各区保健福祉センター、大牟田市については大牟田市保健所、久留米市については久留米市保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。)、県外に住所地、就業地又は就学地を有する者は、福岡県保健医療介護部保健衛生課(郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「県庁保健衛生課」という。)へ提出すること。

(ア) 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類(中学校卒業以上の卒業証書の写し又は卒業証明書) 1部

(イ) 製菓業務従事証明書又は製菓衛生師養成施設において1年以上の製菓衛生師としての課程を修了したことを証する書類 1部

(ウ) 履歴書 1部

(エ) 戸籍抄本(出願前6月以内に発行されたもの) 1部

(オ) 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格したことを証する書類 1部
イ 受験願書の用紙は、各保健福祉環境事務所等及び県庁保健衛生課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、「製菓衛生師試験願書希望」と明記の上、宛先及び郵便番号を記入し、140円切手を貼った返信用封筒(角形2号、往復はがきが折らずに入る定形外郵便のもの)を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料9,400円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は受験しなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便とし、「製菓衛生師受験願書在中」と朱書きすること。

(2) 受付期間及び受付時間

ア 受験願書の受付期間は、平成27年7月1日(水曜日)から平成27年7月15日(水曜日)までとし、受付時間は午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成27年7月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の受験番号は、平成27年10月6日(火曜日)に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び県庁保健衛生課に掲示するほか、県ホームページに掲載して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

(1) 台風の到来等により、平成27年9月4日に試験の実施が困難となったときは、各保健福祉環境事務所等及び県庁保健衛生課から各受験者に電話連絡をする。

(2) 受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は県庁保健衛生課に対して行うこと。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小 川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営水原地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画の写し	平成27年6月9日から 平成27年7月7日まで	宮若市役所

公告

大河内土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
小谷 栄治	豊前市大字天和44番地

2 就任監事

氏 名	住 所
尾田 一正	豊前市大字天和131番地

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小 川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
----------	------	------

県営高家地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成27年6月9日から 平成27年7月7日まで	遠賀町役場
-------------------------------	----------------------------	-------

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小 川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営山鹿地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成27年6月9日から 平成27年7月7日まで	芦屋町役場

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年5月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人エイディ

(2) 代表者の氏名

藤川 智恵

(3) 主たる事務所の所在地

田川郡添田町大字添田1154番地10

(4) 定款に記載された目的

この法人は他団体・他事業所・行政と協働し、情報社会に対応する地域ネットワークの形成を図り、コミュニティ活動事業を推進する。また、サロンの運営を展開し、健康管理・健康増進・生活環境の向上・改善に対する支援事業を行う。そして地域の発展、環境改善及び保全を目的とし、地域に密着した福祉の充実・増進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年5月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人たんがく
 - (2) 代表者の氏名
樋口 千恵子
 - (3) 主たる事務所の所在地
久留米市上津一丁目23-10
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、医療・教育・社会福祉・環境保全・農林に関する事業を行い、県民の健康で明るい豊かな生活の形成、青少年の健全育成と、国土の健全なる発展に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年5月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ボクらの家
 - (2) 代表者の氏名
古賀 由美子
 - (3) 主たる事務所の所在地
大川市大字津778番地1
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、居住を支援し自立させるために必要な事業を行い、公共の福祉に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年5月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人笑福
 - (2) 代表者の氏名
永川 富士子

(3) 主たる事務所の所在地
久留米市南一丁目2番36号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対する生活支援事業を行い、障害者の自立と社会参加の促進及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県指定構造計算適合性判定機関指定基準（平成25年7月1日設定）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

平成27年6月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見を募集しなかった理由

国土交通省が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定により手続を実施して定めた指定構造計算適合性判定機関指定基準と同一の内容を定めたものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、また、建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）の制定等により、必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 基準の改正日

平成27年6月1日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小 川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
糸島市志摩御床及び志摩久家の各一部 (寺山地区)	平成27年6月5日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
合河東部土地改良区	平成27年5月29日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定に基づき、土地改良区の換地計画を平成27年5月29日付けで適当であると決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
田川郡大任町大字大 行事丹波地区土地改 良区	換地計画書の写し (田川郡大任町大字 大行事丹波地区)	平成27年6月9日から 平成27年7月7日まで	大任町役場

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年6月9日

福岡県小倉北警察署長 原 田 大 助

- 落札に係る特定役務の名称
福岡県小倉北警察署庁舎清掃業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県小倉北警察署会計課
(2) 所在地
北九州市小倉北区大門一丁目6番19号
- 落札者を決定した日
平成27年5月13日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
株式会社サンメンテナンス九州支店
(2) 住所
福岡市中央区天神二丁目3番10号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
27,915,840円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
平成27年3月17日

公告

柳川市昭代干拓土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小 川 洋

- 退任監事

氏 名	住 所
古賀 正道	柳川市南浜武648番地5
椎島 美實	柳川市南浜武305番地
椎島 俊士	柳川市南浜武765番地8
椎島 恒則	柳川市南浜武562番地
大曲 直之	柳川市吉原127番地1
待鳥 忠數	柳川市吉原345番地1
金子 九州男	柳川市久々原443番地
伊藤 一徳	柳川市久々原615番地1
高田 正俊	柳川市七ツ家1117番地6
椎島 績	柳川市久々原84番地1
椎島 完治	柳川市昭南町245番地

2 退任監事

氏 名	住 所
梅崎 仁登士	柳川市七ツ家98番地4
荒巻 義勝	柳川市吉原371番地2の1
椎島 善博	柳川市南浜武619番地2

3 就任理事

氏 名	住 所
古賀 進英	柳川市南浜武165番地5
古賀 正道	柳川市南浜武648番地5
椎島 美實	柳川市南浜武305番地
椎島 恒則	柳川市南浜武562番地
椎島 秀秋	柳川市南浜武243番地2
大曲 直之	柳川市吉原127番地1
待鳥 忠數	柳川市吉原345番地1
金子 九州男	柳川市久々原443番地
椎島 民雄	柳川市久々原404番地
高田 正俊	柳川市七ツ家1117番地6

梶島 績	柳川市久々原84番地 1
梶島 完治	柳川市昭南町245番地

4 就任監事

氏 名	住 所
梶島 善博	柳川市南浜武619番地 2
荒巻 義勝	柳川市吉原371番地 2 の 1
梅崎 仁登士	柳川市七ツ家98番地 4

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
柳川南部土地改良区 八女地区土地改良区	平成27年5月29日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年6月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 落札に係る契約の名称

センサーカメラシステム賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成27年4月23日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

日通商事株式会社福岡支店

(2) 住所

福岡市博多区下呉服町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

63,244,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成27年3月13日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小 川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営花木地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成27年6月9日から 平成27年7月7日まで	岡垣町役場

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市潤一丁目263番1、263番10、263番11、263番12、263番13、263番14、263番15、263番16及び263番17
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市早良区野芥四丁目45番51号
株式会社采建築社
代表取締役 恵美須 健也

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

受付期間 平成26年12月1日～12月31日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大塚みどり後援会	大塚 みどり	大塚 朗	大野城市月の浦4-19-7	平成26年12月25日
奥山りょういち後援会	奥山 亮一	奥山 敦子	飯塚市柏の森92-121	平成26年12月22日
北原亮後援会	北原 亮	北原 とし美	福津市中央3-9-11（株）都市住宅研究内	平成26年12月3日
くるめ次世代の会	佐々木 崇	田中 崇	久留米市東櫛原町1331-2 ガーデンヒルズ櫛原210号	平成26年12月3日
憲法をくらしに生かす市民の会	棚次 奎介	原田 祥昌	北九州市小倉北区江南町3-24	平成26年12月1日
斉藤のりこ後援会	斉藤 法子	斉藤 法子	北九州市小倉北区萩崎町10-7-404	平成26年12月18日
坂口政義後援会	田中 譲二	山口 雄二郎	嘉麻市下白井1086-3	平成26年12月1日
市民力太宰府	木村 彰人	木村 亜紀子	太宰府市大字吉松17-14	平成26年12月18日
白水かずひろ後援会	白水 和博	白水 久恵	春日市岡本7-3	平成26年12月17日
末吉達二郎後援会	末吉 達二郎	末吉 由紀子	みやま市高田町北新開290-1	平成26年12月12日
世利よしみ後援会	世利 武身	針尾 要	糟屋郡志免町志免4-3-2	平成26年12月5日
田住和也後援会	田住 和也	角田 光利	久留米市津福本町1777-1	平成26年12月1日
田守健治後援会	永野 安彦	篠原 寄	田川市大字伊田5041-1	平成26年12月10日
手嶋康徳後援会	手嶋 康徳	手嶋 さとみ	田川郡川崎町大字田原1443	平成26年12月10日
中尾文俊後援会	山田 廣基	村上 健次	京都郡みやこ町犀川山鹿389	平成26年12月8日
なかま靖浩後援会	仲摩 靖浩	仲摩 靖浩	遠賀郡遠賀町島門16-5	平成26年12月15日
縄田ひろあき後援会	福澤 英一	大屋 由理子	嘉麻市貞月248	平成26年12月24日

にしかわ文代と春日を語る会	西川 文代	西川 徹	春日市須玖南4-83	平成26年12月5日
原ひであき後援会	武末 亘	立石 富男	春日市須玖南4-8	平成26年12月16日
ふくなが隆一後援会	福永 隆一	花田 真由美	飯塚市吉原町3-1-4	平成26年12月10日
みつねまさのぶ後援会	光根 正宣	光根 正和	飯塚市南尾354-14 光根方	平成26年12月22日
宮崎よしひろ後援会	宮崎 吉弘	宮崎 由紀子	筑紫野市大字西小田743-1	平成26年12月24日
むらまつけんじ後援会	村松 謙二	村松 由依	古賀市舞の里4-27-4	平成26年12月11日
柳原そういちろう後援会	伊藤 善佐	家守 隆彰	太宰府市水城3-11-1	平成26年12月5日
山本加奈子後援会	山本 加奈子	山本 勉	筑紫野市二日市中央3-11-3	平成26年12月22日
ゆりネット	松崎 百合子	高野 繁幸	大野城市紫台13-17	平成26年12月9日
よしたけ次男後援会	向井 忍	程上 浩二	京都郡みやこ町勝山浦河内714	平成26年12月18日

(27団体)

福岡県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す
受付期間 平成26年12月1日～12月31日

る。

平成27年6月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
社会民主党福岡県筑紫支部	代表者	羽良 和弘	村山 弘行	平成26年12月7日	平成26年12月12日
	会計責任者	奥 哲矢	高野 繁幸		
社会民主党福岡県連合	会計責任者	村山 弘行	富原 茂昭	平成26年12月10日	平成26年12月11日
自由民主党福岡県太宰府市第一支部	会計責任者	後藤 邦晴	大藪 善治	平成26年11月28日	平成26年12月1日
自由民主党福岡県たばこ販売支部	主たる事務所の所在地	福岡市博多区博多駅東 1-14-25新幹線ビル2号館 2F	福岡市博多区博多駅東 3-1-10	平成26年12月1日	平成26年12月10日
民主党福岡県参議院選挙区第3総支部	会計責任者	林 卓也	中村 美根雄	平成26年12月16日	平成26年12月18日

(5団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
有岡利文後援会	主たる事務所の所在地	太宰府市五条2-2-24 ソニヤルカサス203号	太宰府市五条2-3-18 コート-30 503号	平成26年12月1日	平成26年12月3日
有田浩二後援会	主たる事務所の所在地	田川郡川崎町大字池尻1313-43	田川郡川崎町大字田原1126-3	平成26年12月9日	平成26年12月9日
うのやすお後援会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区的場町4-22	遠賀郡水巻町二西3-17-27	平成26年12月19日	平成26年12月24日
金出公子公友会	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成26年11月15日	平成26年12月5日
	公職の種類	衆議院議員			
	公職の候補者の氏名及び公職の種類	金出 公子、衆議院議員			
香野信儀後援会	代表者	染原 保	河波 治	平成26年12月18日	平成26年12月18日
新日鐵住金八幡労働組合政治活動委員会	代表者	福島 昭一	増田 隆男	平成26年11月27日	平成26年12月4日
全国旅館政治連盟福岡県支部	代表者	井上 善弘	太田 信幸	平成26年5月28日	平成26年12月5日
高橋義彦後援会	会計責任者	松田 徳	中野 美智子	平成26年12月2日	平成26年12月2日
中村りゅう象後援会	主たる事務所の所在地	古賀市花見東5-17-6-1001	古賀市新久保2-18-14	平成26年12月1日	平成26年12月15日
	会計責任者	梅谷 正文	吉住 長敏		
南里辰己後援会	代表者	水戸 栄樹	吉村 巧	平成26年12月22日	平成26年12月25日
西尾耕治後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡新宮町大字上府1481-1	古賀市花見東6-2-6 サンシャイン千鳥駅前204	平成26年12月25日	平成26年12月25日
仁比そうへい弁護士の政治活動をサポートする法律家連絡会	会計責任者	大森 理恵	仲井 和子	平成26年12月11日	平成26年12月12日
白砂青松の会	会計責任者	梅谷 正文	吉住 長敏	平成26年12月1日	平成26年12月15日
見月勸後援会	代表者	小田 隆弘	肥後 友広	平成26年9月1日	平成26年12月15日
みらい党	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成26年12月1日	平成26年12月1日

	公職の種類	衆議院議員			
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	平成26年12月15日	平成26年12月19日
	公職の種類		衆議院議員		
みらい党明石健太郎後援会	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成26年12月1日	平成26年12月1日
	公職の種類	衆議院議員			
	公職の候補者の氏名及び公職の種類	明石 健太郎、衆議院議員			
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	平成26年12月15日	平成26年12月19日
	公職の種類		衆議院議員		
公職の候補者の氏名及び公職の種類		明石 健太郎、衆議院議員			
山崎拓後援会	会計責任者	伊原 敬貴	西村 俊隆	平成26年12月15日	平成26年12月18日

(17団体)

福岡県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

受付期間 平成26年12月1日～12月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
民主党北九州市小倉北区支部	平成26年11月30日	平成26年12月18日
民主党福岡県第1区総支部	平成26年11月30日	平成26年12月19日
みんなの党北九州市議会第1支部	平成26年11月28日	平成26年12月24日
みんなの党福岡市議会第9支部	平成26年11月28日	平成26年12月26日

(4団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
あおやぎ雅博後援会	平成26年12月19日	平成26年12月24日

石井ひでとし後援会	平成24年3月31日	平成26年12月5日
磯崎正榮後援会	平成26年12月24日	平成26年12月25日
太田けんさく後援会	平成26年11月30日	平成26年12月16日
神崎はなこ後援会	平成26年11月19日	平成26年12月16日
北九州市建設関連協議会	平成26年12月3日	平成26年12月4日
越本たかし後援会	平成26年12月3日	平成26年12月3日
政治文化フォーラム	平成26年12月12日	平成26年12月19日
税理士による松本龍後援会	平成26年12月15日	平成26年12月16日
谷川りゅうじ後援会	平成26年12月24日	平成26年12月25日
藤としひろ「一途の会」後援会	平成26年12月20日	平成26年12月22日
中尾文俊後援会	平成24年12月31日	平成26年12月8日

藤中寛之後援会	平成26年12月17日	平成26年12月24日
松本龍後援会	平成26年11月30日	平成26年12月19日
和田賢二郎後援会	平成26年12月25日	平成26年12月25日

(15団体)

福岡県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成26年12月1日～12月31日

資金管理団体 指定の届出を した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
明石 健太郎	衆議院議員	みらい党明石健太郎 後援会	福岡市東区箱崎1-31-2 アイセレブ箱崎浪漫邸602	明石 健太郎	平成26年12月1日	平成26年12月1日
大塚 みどり	大野城市議会議員	大塚みどり後援会	大野城市月の浦4-19-7	大塚 みどり	平成26年12月25日	平成26年12月25日
佐々木 崇	久留米市議会議員	くるめ次世代の会	久留米市東櫛原町1331-2 ガーデンヒルズ櫛原210号	佐々木 崇	平成26年12月1日	平成26年12月3日
手嶋 康徳	川崎町議会議員	手嶋康徳後援会	田川郡川崎町大字田原1443	手嶋 康徳	平成26年12月5日	平成26年12月10日
西川 文代	春日市議会議員	にしかわ文代と春日を 語る会	春日市須玖南4-83	西川 文代	平成26年12月1日	平成26年12月5日
宮崎 吉弘	筑紫野市議会議員	宮崎よしひろ後援会	筑紫野市大字西小田743-1	宮崎 吉弘	平成26年12月6日	平成26年12月24日
山本 加奈子	筑紫野市議会議員	山本加奈子後援会	筑紫野市二日市中央3-11-3	山本 加奈子	平成26年12月22日	平成26年12月22日

(7団体)

福岡県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成26年12月1日～12月31日

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
卯野 泰生	北九州市議会議員	うのやすお後援会	公職の種類	北九州市議会議員	水巻町議会議員	平成26年12月19日	平成26年12月24日
			主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区の場町4-22	遠賀郡水巻町二西3丁目17番27号		
西尾 耕治	福岡県議会議員	西尾耕治後援会	公職の種類	福岡県議会議員	古賀市議会議員	平成26年12月25日	平成26年12月25日
			主たる事務所の所在地	糟屋郡新宮町大字上府1481-1	古賀市花見東6丁目2番6号サンシャイン千鳥駅前204号室		

(2団体)

福岡県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成26年12月1日～12月31日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
青柳 雅博	久留米市議会議員	あおやぎ雅博後援会	青柳 雅博	平成26年12月19日	平成26年12月24日
明石 健太郎	衆議院議員	みらい党明石健太郎後援会	明石 健太郎	平成26年12月15日	平成26年12月19日
石井 英俊	福岡市議会議員	石井ひでとし後援会	石井 英俊	平成24年3月31日	平成26年12月5日
磯崎 正榮	福智町議会議員	磯崎正榮後援会	磯崎 正榮	平成26年12月24日	平成26年12月25日
越本 隆志	福岡県議会議員	越本たかし後援会	越本 隆志	平成26年12月3日	平成26年12月3日
藤中 寛之	衆議院議員	藤中寛之後援会	藤中 寛之	平成26年12月17日	平成26年12月24日
松本 龍	衆議院議員	政治文化フォーラム	松本 龍	平成26年12月12日	平成26年12月19日

(7団体)

公安委員会

福岡県公安委員会規則第8号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成27年6月9日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県西警察署の部中「宮ノ浦駐在所」を「北崎駐在所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。